

「北海道ろうきんNPO自動寄付制度」の取扱いに関する覚書

年 月 日

北海道労働金庫 御中

住 所
団 体 名
代 表 者 印

は、北海道労働金庫（以下「金庫」という。）の「北海道ろうきんNPO自動寄付制度」における「紹介NPO」となるにあたり、以下の内容を確認します。

記

第 1 条（趣旨）

情報公開性・市民参加度・社会的共感度などの高いNPOに対して定期的な寄付を進めていくと共に、これらを通して広汎な市民とNPOをつなぎ、北海道のNPO総体の社会的な底上げもめざしていく本「北海道ろうきんNPO自動寄付制度」の趣旨に賛同し、当団体はこの制度に「紹介NPO」として参画します。

「紹介NPO」として参画するにあたっては、金庫、並びに関係団体（北海道NPOサポートセンター等）との協議や手続等に誠意をもって対応し協力することとします。

第 2 条（礼状およびニュースレターの交付）

当団体を寄付先として選択した寄付者に対しては、加入時に「お礼状」を郵送（交付）します。また、寄付金の使い道や事業内容の報告を兼ねて、年1回以上「ニュースレター」等（報告書）を郵送（交付）します。

第 3 条（領収書の発行）

将来、NPOへの税制優遇制度が整備された場合などで、この制度による寄付金の年間累計額の領収書などが必要とされる場合は、当団体において当該寄付者に対する領収書を発行します。

第 4 条（守秘義務）

金庫から提供される寄付者の氏名・住所等の個人データは、この制度に基づく目的以外には使用せず、また他への流出・漏洩は一切行いません。

第 5 条（名称変更）

法人の名称変更等がある場合には、速やかに金庫に通知し必要な手続を行います。

第 6 条（資格更新）

この「紹介NPO」としての資格は、1年ごとに見直されることに同意します。

第 7 条（更新の手続）

前条の更新手続にあたっては、寄付金額の多寡にかかわらず、「ニュースレター」「決算書」等の金庫が必要とする書類を提出します。

第 8 条（資格喪失）

本覚書に定めた事項の不遵守、公序良俗に反する行為の出来事、または第6条の更新手続の結果、「紹介NPO」資格から除外される場合があることを同意します。

この場合、以降の新規寄付者の加入停止のほか、既存の寄付者の契約も一括解除される場合があることを同意します。

資格喪失後に受け入れた寄付金については、金庫を通して寄付者に返納します。

第 9 条（解散等）

解散や組織の合併等により団体として寄付を受けるべき根拠を喪失した場合には、速やかに金庫に通知し金庫所定の手続に従うこととします。この場合、既存寄付者の契約解除、資格喪失後の受入寄付金の取扱いについては前条を準用します。

第 10 条（暴力団等反社会的勢力の排除）

- 本制度における「紹介NPO」となるにあたり、自らまたは役員の全てが現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」とします。）のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
- 前項の反社会的勢力または反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下、「反社会的勢力等」といいます。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

- ① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
 - ② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
 - ③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を加えるなど、反社会的勢力等を利用している関係
 - ④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関係
 - ⑤ その他役員等または経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難されるべき関係
- (3) 自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことをそれぞれ相手方に対し表明し、かつ将来にわたっても行わないことを確約します。
- ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて金庫の信用を毀損し、または金庫の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前各号に準じる行為

以 上